

京都市上下水道企業管理規程第9号

京都市水道局及び下水道局職員旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局職員旅費支給規程の一部を改正する規程
京都市水道局及び下水道局職員旅費支給規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員旅費支給規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第6条の2第2項中「準ずる」を「準じる」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第17条第1項の表以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項の表左欄第1号中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、同条第2項中「以下」を「及び第5号」に、「上」を「うえ」に改める。

第18条第2項中「基き」を「基づき」に改める。

第20条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「命ぜられ」を「命じられ」に改める。

第22条第1項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条，第12条及び第13条関係）

区 分	京都市上下水道局職員給 与規程別表第1の適用を 受ける10級，9級及び8 級の職務にある職員	そ の 他 の 職 員
車 賃 (1キロメートルにつき)	37 円	37 円
旅 行 雑 費 (1日につき)	2,300	2,300
宿 泊 料 (1夜につき)	13,100	11,400

別記様式中「局長」を「次長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は，公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員旅費支給規程の規定は，この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し，同日前に出発した旅行については，なお従前の例による。

(上下水道局総務部職員課)